

丸の内エリアプロジェクションマッピング実行委員会（第2回）

議 事 次 第

日 時：令和7年1月21日（火）

15時15分～16時00分

場 所：オンライン

1 開 会

2 議 事

議案1 丸の内エリアプロジェクションマッピング実施概要について

議案2 丸の内エリアプロジェクションマッピングの実施に関する共催協定の締結について

3 その他

【配布資料】

<議案1>

- ・資料1 丸の内エリアプロジェクションマッピング実施概要（案）

<議案2>

- ・資料2 丸の内エリアプロジェクションマッピングの実施に関する共催協定書（案）

ポイント

- マルキューブおよび有楽町イトシアの2か所で投影実施することにより丸の内エリアでの回遊性を創出、地域のナイトタイム観光の盛上げを図る
- 浮世絵をメインコンテンツとし、江戸から続く歴史や風格といった丸の内エリアらしさを演出
- 有楽町イトシアの屋外壁面を巨大なキャンバスとして活用し、迫力ある映像作品を提供

イベント概要

<日時> 2月21日(金)～2月25日(火) 18時00分から21時30分まで

<場所> マルキューブ (丸の内ビルディング内壁面)

有楽町イトシア (建物3階以上の外壁面)

<主なプログラム>

- マルキューブ「六大絵師の共演」：浮世絵を描いた「人」がテーマ
- 有楽町イトシア「大江戸の花鳥風月」：浮世絵に描かれた「自然」がテーマ
- 浮世絵の投影に加え美人画を写真にAI生成するなど先端性を加味した作品
- 使用する浮世絵の解説をWEB上に掲載、多言語の音声ガイドも提供

<その他>

- イベント初日はマルキューブで点灯式を実施
- 周辺施設との連携により、エリア回遊を促すスタンプラリーを実施予定
- マルキューブ1階スペースにて、浮世絵にまつわる展示を実施予定



マルキューブ



有楽町イトシア

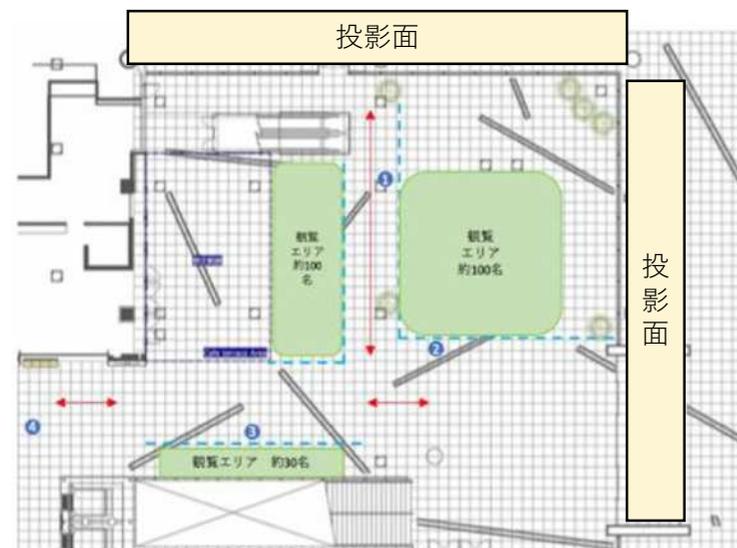


実在する美人画をAI生成

コンテンツ概要

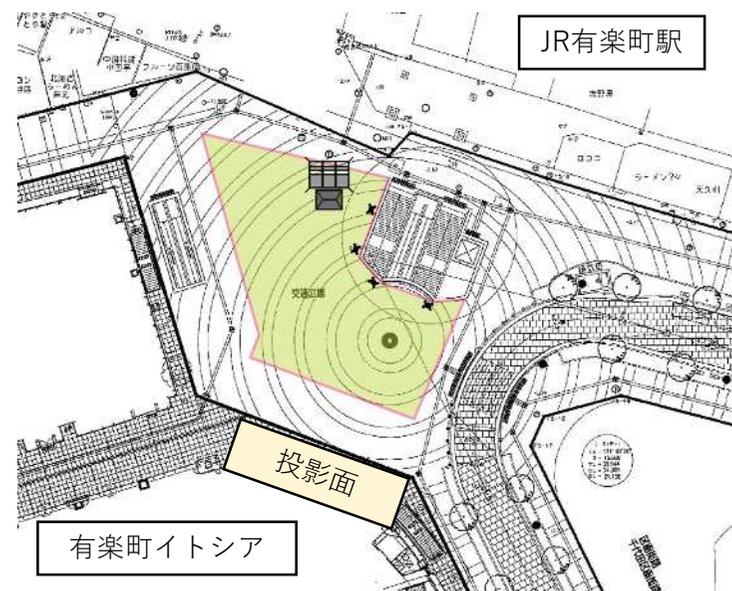
マルキューブ「六大絵師の共演」

- 18時～21時の間で、10分間コンテンツを12回上映
- 1階～3階に立見場所を設置（各回最大300名想定）



有楽町イトシア「大江戸の花鳥風月」

- 18時30分～21時30分の間で、5分間コンテンツを18回上映
- 有楽町駅前地上広場に立見場所を設置（各回最大250名想定）



基本コンセプト：「丸ビル」と「有楽町イトシア」の壁面2か所を巨大なギャラリーに見立て、これまでに類を見ない大迫力の「浮世絵マッピングの決定版」として位置づけ

イベントタイトル (案)

“丸の内エリアプロジェクトマッピング 東京大浮世絵”

キービジュアル (案)

※1/21差替え

MARUNOUCHI PROJECTION MAPPING
丸の内エリアプロジェクトマッピング

丸ビル (丸の内ビルディング)
六人絵師の共演

東京大浮世絵

有楽町イトシア
江戸の花鳥風月

浮世絵は、いま、光の絶景になる。

2025.2.21 FRI - 25 TUE

(案)

丸の内エリアプロジェクトマッピング 東京大浮世絵
の実施に関する共催協定書

東京都を甲とし、丸の内エリアプロジェクトマッピング実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 甲及び乙は、別紙「丸の内エリアプロジェクトマッピング事業計画」により丸の内エリアプロジェクトマッピング 東京大浮世絵（以下「本イベント」という。）を共同で開催する。

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和7年2月25日までとする。

第3条 本イベントにおける甲及び乙の業務分担及び経費負担は、別途「丸の内エリアプロジェクトマッピングの実施に関する協定書」において定めるところとする。

第4条 甲及び乙が第1条に定める本イベントの内容及び本イベントを中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき
- (2) 甲において、公益上の見地から本イベントを中止する必要があるとき
- (3) 乙に本イベントの執行上、甲の共催者としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

第6条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

第7条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
丸の内エリアプロジェクトマッピング実行委員会
委員長 前田 千歳

別紙

丸の内エリアプロジェクションマッピング事業計画

1 事業名称

丸の内エリアプロジェクションマッピング

2 目的

本事業は、丸の内エリアにおけるナイトタイム観光活性化に向けて、民間事業者等と連携してプロジェクションマッピングを活用した賑わい創出につながる取組を実施するものである。これにより、東京への誘客拡大を図るとともに、観光都市としての優位性・競争力を一層高めることを目的とする。

3 主催

丸の内エリアプロジェクションマッピング実行委員会

4 共催

東京都

5 事業概要

(1) 実施時期

令和 7 年 2 月 21 日から同年 2 月 25 日まで

(2) 実施内容

- ・浮世絵をテーマとしたプロジェクションマッピングの投影
- ・プロジェクションマッピングを中心とした丸の内エリアの周遊促進

(3) 実施場所

マルキューブ（丸の内ビルディング）及び有楽町イトシア